

証券監督者国際機構 (IOSCO)

取引施設における過度な価格変動の管理に向けた提言について最終報告書を公表

IOSCO 代表理事会は、本日、取引施設と規制当局が過度の価格変動を管理し、秩序のある取引を維持するメカニズムの導入に関し、8つの提言を公表した。

近年の市場における過度な価格変動の続発を受けて、取引施設と規制当局は、過度な価格変動を管理するための方法、特に価格変動管理メカニズムの利用方法を見直してきた。価格変動管理メカニズムは、一時的に取引を制限したり中止したりすることにより、誤発注などによる市場の不具合を最小化しようとするものである。IOSCO はこれらのメカニズムが、市場の公正性、効率性、透明性を促進するものであり、市場の健全性を保ち投資家の信頼を増す一助になると考えている。

従って、本日公表された[最終報告書](#)においては、過度な価格変動を管理するために取引施設が価格変動管理メカニズムを導入するべきであり、これらのメカニズムが適切に調整され、監督されるべきと提言した。

本最終報告書では、取引施設と規制当局が価格変動管理メカニズムを導入、運営、監督することを支援するために、取引施設が常に価格変動管理メカニズムを監視し、意図したとおりにメカニズムが作動しているか、再度調整すべきメカニズムがあるかといった状況に注意を払うべきと提言した。また、取引施設は価格変動管理メカニズムや当該メカニズムの発動時期に関する情報は、規制当局、市場参加者に開示され、必要に応じて公開されるべきであるとしている。

取引施設間の情報共有が大切であるという考えのもと、本最終報告書では、同一の法域における複数の取引施設が同一または関連する商品を扱っている場合、価格変動管理メカニズムが発動した際には取引施設は情報交換するべきとしている。取引施設間の情報交換は、同一または関連する商品が異なる法域で取引されている状況で価格変動管理メカニズムが発動した際も同じく重要となる。

本最終報告書では、単純な取引停止ではなく、一定の発注制限により取引と価格形成を維持する価格変動管理メカニズムについての直近の発展も記述されている。

本最終報告書は、技術革新が市場にもたらす変化、及び、当該変化に対する規制当局や市場の対応について、IOSCO が継続的に取組んできた作業の一つである。本最終報告書は、2011年の IOSCO 報告書「Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency」における提言に基づき、作成されている。なお、当該 IOSCO 報告書では、HFT 等の市場に大きな影響のある技術革新や、取引停止・サーキットブレーカー・価格制限等の価格変動への対応策が取り上げられている。

(以上)